

鳥取県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年9月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子境港線	変更前	米子市大篠津町字外堀2684-1地先から境港市佐斐神町字丸塚731-5地先まで	19.0~61.8	1,374.0
	変更後	米子市大篠津町字外堀2684-1地先から境港市佐斐神町字丸塚731-5地先まで	23.5~87.0	1,760.0
		米子市大篠津町字元屋敷1329地先から同町字城跡4513-1地先まで	8.7~43.0	439.0